

厚生労働科学研究費補助金（エイズ対策研究事業）

「 HIV 感染症の曝露前及び曝露後の予防投薬の提供体制に関する研究」

平成 29 年度 分担研究報告書

【研究分担課題名】本邦における職業的曝露後の HIV 予防内服実施体制に関する研究
研究分担者名：照屋勝治（国立国際医療研究センター エイズ治療研究開発センター（ACC））

研究要旨

HIV 患者の予後改善とそれに伴う高齢化が進んでいる。非 HIV 関連疾患の急増が予想され、一般医療機関における HIV 患者の受け入れを進めていくことが急務の課題である。今回、一般医療機関で起こりうる針刺しなどへの曝露後事故対応(PEP)の現状を把握するため、各自治体を対象としたアンケート調査を実施した。PEP 体制は現状では不十分であり、研究班から改善のための提言を行う必要があると考えられた。

A．研究目的

今後の HIV 診療は AIDS 関連疾患だけではなく、HIV 非関連疾患の診療がより重要になってくると予想される。しかしながら、HIV 患者の一般医療機関での受け入れは進んでいないのが現状であり、それを改善し HIV 患者の医療の一般化を目指すためには、国内における針刺し等の HIV 曝露事故に対する曝露後予防体制(PEP)を確立する事が必須の条件である。

本研究では現在、各都道府県単位で行われている PEP 体制の現状を調査し、現状把握と問題点を抽出する事で、今後、日本全国で HIV 患者の医療の一般化を行うための基盤を確立することを目的とする。

B．研究方法、C．研究結果、D．考察

HIV 曝露後予防内服(PEP)の実施体制の現状把握

研究の端緒として日本における PEP 体制の現状を把握するため、各都道府県の感染症対策担当課を対象に PEP 実施体制に関するアンケート調査を実施した。2018 年 1 月 12 日に発送し、現在もデータを収集中である。最終的に 100%の回収率を目指している。

5 月 26 日現在で 46 都道府県(97.8%)から回答が得られた。結果の概略は以下の通り。

- ・独自の PEP マニュアルを整備している自治体は 34 箇所(73.9%)であった。5 箇所(10.9%)は今後もマニュアル作成予定はないと回答した。
- ・独自マニュアルを整備している 34 箇所においても、ネット上でマニュアルを公開しているのは 23 箇所(67.6%)であり、他はマニュアルが一般公開されていなかった。
- ・「夜間休日でも PEP 対応が可能な施設」を少なくとも 1 箇所指定している自治体は 28 箇所(60.9%)であった。どの医療機関からも 2 時間以内に PEP 対応機関へアクセス可能と回答したのは 25 箇所(54.3%)であった。
- ・PEP 薬の購入は 7 箇所が PEP 対応施設に一任しており、22 箇所は都道府県が費用を負担していた。5 箇所は両者の混在であった。
- ・PEP 薬の購入を自治体で行う場合、金銭的負担が大きい事が問題視されているとのコメントがあった。PEP 薬を自治体が配布する事の法的妥当性についての問題提起もあった。

E．結論

PEP 体制は現状では不十分である。研究班から改善のための提言を行う必要がある。

G．研究発表

なし

H．知的財産権の出願・登録状況

該当なし